

教育関連事業の掲載の可否について

| 事業種類 | 掲載の可否 | 理由 |
|--------------------------------|-------|---|
| 就学前児童を対象とした塾・プレスクール等 | △ | 単に就学前児童の学習を目的とするものは可 小学校受験を目的としたものについては不可（個別の判断が必要） |
| 私立幼稚園 | ○ | 幼児教育については、公私協調により本市教育行政を推進しているため |
| 私立小・中学校 | × | 義務教育については、市立小・中学校教育を推進しているため |
| 学習塾・通信教育・家庭教師（主に小・中学生を対象としたもの） | × | 塾等に頼らない信頼される公教育の推進を目標とし、施策を推進している立場上、矛盾が生じるため また、通信教育・家庭教師については、学習塾と類似事業と考えられるため不可 |
| 英会話 | △ | 単に生涯学習の推進を目的とするものは可 小中学生を対象とし、中学校受験等を目的としたものについては不可（個別の判断が必要） |
| 学習参考書等 | ○ | 自己学習の補助として使用されるものであり、公教育と競合するものではないと考えられるため可 |
| ピアノ、水泳、ダンス教室等 | ○ | 生涯学習の推進であるため |
| 私立高校 大学 | ○ | 公私協調により本市教育行政を推進しているため |
| 予備校 | ○ | 主として義務教育課程を修了としたものを対象とするものであり、子ども自らの判断により選択できるものであるため |

※合格率など実績を載せる場合は、事実や客観的な根拠に基づいたものとし、実績年も併せて表示するものとする。